

平成30年7月20日

文化審議会答申（重要無形文化財の指定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長 佐藤^{さとう} 信^{まこと}）は、7月20日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり重要無形文化財の指定及び保持者の認定等について文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要無形文化財の各個認定の指定件数は77件、保持者数は113名となる予定です。

＜担当＞文化庁文化財部伝統文化課

課長	高橋 宏治（内線2859）
文化財調査官（芸能部門）	吉田 純子（内線2866）
文化財調査官（工芸技術部門）	佐藤 直子（内線2867）
課長補佐	吉野 孝行（内線2414）
振興係長	是永 寛志（内線3104）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3104（直通）

I. 答申内容

(1) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定 (各個認定)

年齢は平成 30 年 7 月 20 日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名・雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
(工芸技術の部)			
え ど こ もん 江戸小紋	こ みや やすまさ 小宮 康正	昭和 31 年 4 月 27 日 (満62歳)	東京都葛飾区

(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (各個認定)

年齢は平成 30 年 7 月 20 日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名・雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
(芸能の部)			
の う は や し か た お お つ づ み 能囃子方大 鼓	か き は ら た か し 柿原 崇志	昭和15年11月30日 (満77歳)	東京都練馬区
(工芸技術の部)			
ち ん き ん 沈金	や ま ぎ し か ず お 山岸 一男	昭和29年4月12日 (満64歳)	石川県輪島市

(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）

年齢は平成 30 年 7 月 20 日現在

重 要 無 形 文 化 財			保 持 者			
名 称	保持者及びその代表者の氏名	所属する機関又は団体	氏 名	芸 名	生年月日 (年齢)	住 所
雅 楽	宮内庁式部職楽部部員 代表者 東儀 博昭	東京都千代田区千代田1-1 宮内庁式部職楽部	東儀 季智		平成8年 8月3日 (満21歳)	東京都
歌舞伎	一般社団法人 伝統歌舞伎保存会会員 代表者 林 宏太郎 (坂田 藤十郎)	東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文 化振興会国立劇場内 一般社団法人伝統歌舞伎 保存会	俳優（15名）			
			加藤 廣文	中村 小三郎	昭和24年 2月10日 (満69歳)	東京都
			板垣 徳二郎	尾上 徳松	昭和27年 2月22日 (満66歳)	東京都
			長谷川 文男	中村 春花	昭和34年 1月13日 (満59歳)	東京都
			鈴木 俊之	市川 左升	昭和38年 1月28日 (満55歳)	東京都
			田村 俊晴	市川 猿四郎	昭和41年 9月12日 (満51歳)	千葉県
			小島 隆	松本 幸蔵	昭和43年 9月6日 (満49歳)	東京都
			千葉 秀樹	中村 鵬成	昭和44年 10月6日 (満48歳)	千葉県
			吉川 文康	澤村 國矢	昭和53年 6月9日 (満40歳)	東京都
			三浦 弘太郎	市川 弘太郎	昭和58年 6月29日 (満35歳)	東京都
			小川 義晴	中村 梅枝	昭和62年 11月22日 (満30歳)	東京都

			小川 雄朗	中村 歌昇	平成元年 5月6日 (満29歳)	東京都
			小川 嵩晴	中村 萬太郎	平成元年 5月12日 (満29歳)	東京都
			守田 光寿	坂東 巳之助	平成元年 9月16日 (満28歳)	東京都
			林 吾太郎	中村 吾太郎	平成2年 8月3日 (満27歳)	大阪府
			本間 新悟	坂東 新悟	平成2年 12月5日 (満27歳)	東京都
			長唄（三味線）（1名）			
			谷口 大	鳥羽屋 里之輔	昭和45年 10月13日 (満47歳)	神奈川県
			囃子（3名）			
			田中 豊	望月 太左次郎	昭和39年 1月12日 (満54歳)	東京都
			杉浦 邦雄	田中 傳一郎	昭和42年 9月27日 (満50歳)	東京都
			田中 竜	田中 傳九郎	昭和48年 8月6日 (満44歳)	東京都
			竹本（6名）			
			藤川 昌大	竹本 六太夫	昭和45年 7月19日 (満48歳)	東京都
			市川 友康	竹本 豊太夫	昭和46年 12月19日 (満46歳)	東京都
			三山 祐二	鶴澤 祐二	昭和48年 1月28日 (満45歳)	東京都
			河瀬 征弘	豊澤 勝二郎	昭和49年 4月26日 (満44歳)	東京都

			西邑 晃一 にしむら こういち	豊澤 長一郎 とよざわ ちやういちろう	昭和50年 12月20日 (満42歳)	神奈川県
			高橋 愛一郎 たかはし あいいちろう	竹本 愛太夫 たけもと あいたゆう	昭和52年 10月3日 (満40歳)	東京都
			作者（1名）			
			吉野山 康和 よしの やま やすかず	竹葉 吉松 たけは きちまつ	昭和32年 5月19日 (満61歳)	東京都
義太夫節 ぎだゆうふし	義太夫節保存会会員 ぎだゆうふし ほぞんかいかいいん 代表者 上田 悦子 うえだ えつこ (竹本 駒之助 たけもと こめのすけ)	東京都中央区日本橋本町 3-1-6日本橋永谷ビル210号 義太夫節保存会	太夫（2名）			
			大和 君代 やまと きみよ	竹本 友代 たけもと ともよ	昭和18年 1月16日 (満75歳)	兵庫県
			澤田 美紀 さわだ みき	竹本 友和嘉 たけもと ともわか	昭和37年 10月18日 (満55歳)	徳島県
			三味線（2名）			
			渡邉 和子 わたなべ かずこ	鶴澤 弥吉 つるざわ やしきち	昭和22年 11月26日 (満70歳)	東京都
			太田 暁子 おおた あきこ	鶴澤 三寿々 つるざわ きんすず	昭和43年 8月21日 (満49歳)	東京都

Ⅱ. 解説

〔（１）重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）〕

（工芸技術の部）

1 え ど こもん 江戸小紋 こ みや やすまさ 小宮 康正

「え ど こもん 江戸小紋」は、昭和５３年４月２６日に重要無形文化財に指定されたが、平成２９年１０月２４日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、こ みや 小宮氏をその保持者として認定するものである。

（１）重要無形文化財の指定について

① 名称 え ど こもん 江戸小紋

② 重要無形文化財の概要

こ もんぞめ かたぞめ 小紋染は型染の一種で、ぼうせんのもり 型紙と防染糊を用いて、細かな反復模様を一面に単色で染め抜く技法である。桃山時代には既に行われ、江戸時代に武家の礼服のかみしも 袴の加飾技法として発展し、我が国の代表的な染色技法の一つとなった。江戸時代の中・後期に町人階級に小紋染の着物の着用が広がると、多種多彩な文様が生み出され、明治時代以降は、一般の着物の柄として広く普及し、今日江戸小紋と称されている。

江戸小紋の染色工程においては、気候や図柄、生地に合わせてのり 糊の調合、型紙の上からへら 篋で防染糊を置くかたつ 型付け等が、技術者の腕の振りどころである。また、じいろ 地色（染色された部分）とめいろ 目色（防染された部分）の対比の妙は、職人わざの冴えが生み出す様式美として、高い評価を受けてきた。

以上のように、江戸小紋は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

（２）保持者の認定について

① 保持者 氏 名 こ みや やすまさ 小宮 康正

生年月日 昭和３１年４月２７日（満６２歳）

住 所 東京都葛飾区

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な江戸小紋の制作技法を高度に体得し、型紙の原紙の和紙や、防染糊の基材の米糠等の用具・原材料の研究を積極的に行っている。それによって極めて精緻な文様の染色が可能となり、同人の作品は日本伝統工芸展等で受賞を重ね、高い評価を得ており、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、東京都葛飾区に生まれ、中学校を卒業後、有限会社小宮染色工場に入り、父・小宮康孝（重要無形文化財「江戸小紋」（各個認定）保持者）に師事し、伝統的な江戸小紋の染色技法を修得した。

同人は、祖父・小宮定吉（雅号 小宮康助、重要無形文化財「江戸小紋」（各個認定）保持者）から父へと伝えられた江戸小紋の染色技法を受け継ぎ、その技法表現の研究を重ねながら技の錬磨に努めて高度に体得し、芸術性の高い作品を数多く生み出している。また、型紙の原紙の和紙や糊の材料の米糠、江戸小紋に適した生地に至るまで、江戸小紋染色のための用具・原材料の研究も積極的に行ってきた。その成果は、一寸の幅に筋が40本以上入る縞を段風に組んだ連子柄に代表される、特に経験と技術を要する文様の染色として結実している。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、昭和58年、第30回展において文部大臣賞（優秀賞）、平成18年、第53回展において高松宮記念賞（優秀賞）を受賞している。また、同人は、平成2年に十周年記念特別ポール奨励賞、同6年、第7回MOA岡田茂吉賞工芸部門優秀賞を受賞する等、多方面から高い評価を得ており、同22年には紫綬褒章を受章した。また、同人は、同19年、第54回展以来、日本伝統工芸展で鑑査委員を歴任する等、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、江戸小紋の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和47年 父・小宮康孝に師事

同 55年 第27回日本伝統工芸展初入選

同 58年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）

同 年 第30回日本伝統工芸展文部大臣賞（優秀賞）

作品「突彫小紋組み違い連子」

平成 2年 十周年記念特別ポール奨励賞
 同 6年 第7回MOA岡田茂吉賞工芸部門優秀賞
 同 18年 第53回日本伝統工芸展高松宮記念賞（優秀賞）
 作品「江戸型小紋染両面染「梅」」
 同 19年 第54回日本伝統工芸展鑑査委員（以後3回）
 同 22年 紫綬褒章



こみややすまさ
 （小宮康正氏）



こみややすまさ
 （制作中の小宮康正氏）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

こみや さだきち こみや こうすけ
 小宮 定吉（雅号） 小宮 康助）

（昭和30年2月15日指定・認定～同36年3月23日指定・認定解除）

こみや やすたか
 小宮 康孝

（昭和53年4月26日指定・認定～平成29年10月24日指定・認定解除）

〔（２）重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定）〕

（芸能の部）

1 のうはやしかたのおおつづみ 能囃子方大鼓 かきはら たかし 柿原 崇志

「のうはやしかたのおおつづみ 能囃子方大鼓」は、平成１０年６月８日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者としてかめ いただお 亀井忠雄氏が認定されている。現保持者に加えて、柿原氏を保持者として「追加認定」するものである。

（１）重要無形文化財「のうはやしかたのおおつづみ 能囃子方大鼓」について

能は、１４世紀後半から１５世紀にかけて、かん あみ 観阿弥、ぜ あみ 世阿弥等によって大成された仮面を用いるがくげき 楽劇である。極度に簡素化された様式の中、人間の思想、感情のきび 機微を繊細な感覚をもって表現する技術、形式を今日に継承し、また後続の諸芸能の発展の基礎を作った点においても重要なものである。

能囃子方は、能において器楽を担当する。ふえ 笛、こつづみ 小鼓、おおつづみ 大鼓、たいこ 太鼓の４種のうち、大鼓は小鼓の繊細な音色と対照的に迫力ある硬質な音を奏し、太鼓が入らない演奏においてリズムを主導する重要な役割を担う等、能を成立させる上で欠くことの出来ない技法である。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 かきはら たかし 柿原 崇志

生年月日 昭和１５年１１月３０日（満７７歳）

住 所 東京都練馬区

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な能囃子方大鼓の技法を高度に体現し、大曲を数多く務めながら卓越した技量を示し、充実した舞台活動を展開している。また、長年にわたり後進の指導に積極的に携わり、後継者の育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和１５年に大鼓方高安流たかやすりゅうかきはらしげぞう 柿原繁藏の長男として福岡県大牟田市に生まれた。同３０年より父の教えを受け、翌年に初舞台を踏んだ後、同３４年に上京し

て安福春雄（重要無形文化財「能囃子方大鼓」（各個認定）保持者）に内弟子入門した。以後、大鼓方の専従者として研鑽に励み、同36年の「猩々乱」「石橋」、同42年の「道成寺」等、大曲を次々と披きつつ着実に芸歴を重ねた同人は、同57年に重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者の認定を受け、その後も能の最奥の曲とされる老女物「檜垣」「姨捨」「関寺小町」を務める等、長年にわたり充実した舞台活動を継続している。曲目を問わず、常にあらゆる曲趣を的確に表現し、かつ規矩正しい同人の安定した大鼓の技量は、他の能楽師からも信頼が厚く、現在の能楽界において同人は主要な位置を占めている。このような活発な舞台活動を展開する一方、同人は社団法人能楽協会（現 公益社団法人能楽協会）及び社団法人日本能楽会（現 一般社団法人日本能楽会）の役員を歴任し、斯界の振興発展にも尽力してきた。

また、長年にわたり後進の指導にも尽力し、自身の門下ばかりでなく、能楽養成会講師、東京藝術大学音楽学部非常勤講師、国立劇場伝統芸能伝承者養成「能楽（三役）」研修講師を務める等、後継者の育成に努めてきた。同人の活動に対しては、これまでに第15回観世寿夫記念法政大学能楽賞、平成26年度恩賜賞・日本芸術院賞等が贈られている。

以上のように、同人は、能囃子方大鼓の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

昭和30年	父・柿原繁藏に入門
同 31年	舞囃子「船弁慶」前にて初舞台
同 年	「敦盛」にて初能
同 34年	安福春雄に内弟子入門（同37年まで）
同 36年	「猩々乱」「石橋」を披く
同 42年	「道成寺」を披く
同 48年	昭和47年度（第23回）芸術選奨文部大臣新人賞
同 50年	能楽養成会講師（同59年まで）
同 57年	重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者
同 59年	国立劇場伝統芸能伝承者養成「能楽（三役）」研修講師（現在に至る）
同 62年	社団法人能楽協会理事（平成9年まで）
同 年	「檜垣」を披く
同 63年	「姨捨」を披く
平成 6年	第15回観世寿夫記念法政大学能楽賞

- 同 9年 社団法人能楽協会常務理事（同15年まで）
- 同 10年 「^{せきでらこまち}関寺小町^{ひら}」を披く
- 同 19年 社団法人日本能楽会理事（同23年まで）
- 同 23年 社団法人日本能楽会常務理事（同24年まで）
- 同 24年 一般社団法人日本能楽会常務理事（同27年まで）
- 同 27年 平成26年度恩賜賞・日本芸術院賞



かきはらたかし
(柿原崇志氏)



かきはらたかし
(演奏中の柿原崇志氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

かわさき りきち (芸名 かわさき きゅうえん)
川崎 利吉 (芸名 川崎 九淵)

(昭和30年2月15日指定・認定～同36年1月24日指定・認定解除)

かめ い とし お
亀井 俊雄

(昭和43年3月28日指定・認定～同44年12月14日指定・認定解除)

やすふく はる お
安福 春雄

(昭和45年4月25日指定・認定～同58年8月5日指定・認定解除)

せ お のりたけ
瀬尾 乃武

(昭和59年4月9日指定・認定～平成9年10月14日指定・認定解除)

やすふく たつ お
安福 建雄

(平成10年6月8日指定・認定～同29年7月17日認定解除)

(現保持者)

かめ い ただ お
亀井 忠雄

(平成14年7月8日認定)

(工芸技術の部)

1 沈金 山岸 一男

「沈金」は、平成11年6月21日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として前史雄氏が認定されている。現保持者に加えて、山岸氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「沈金」について

沈金は漆芸の加飾（装飾）技法であり、漆の塗面に文様を彫り、漆を摺り込んで金箔や金粉等を窪みに埋めるものである。中国では鎗金（戩金、創金）と呼ばれ宋代から行われていた技法で、室町時代には我が国でも始められたと考えられ、近世以降、特に石川県輪島では高度な発達をみた。

彫刻技法には線彫、点彫、片切彫、コスリ彫等の種類があり、刻文には箔置き、粉入れ、彩色等を施すほか、素彫りのままで仕上げるものもある。彫刻には沈金刀（沈金鑿）と呼ばれる彫刻刀が用いられ、沈金刀にも表現に応じて工夫が加えられる。従来は線彫を主とする技法であったが、近現代には片切彫、点彫等の手法が考案され、筆意や立体感、ぼかし等の多彩な表現が行われるようになった。現在、各種の彫刻技法を組み合わせ、芸術性豊かな表現が行われている。

以上のように、沈金は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 山岸 一男

生年月日 昭和29年4月12日（満64歳）

住 所 石川県輪島市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な沈金の制作技法を高度に体得し、沈黒や沈金象嵌を積極的に用いる作風で沈金表現の可能性を広げた。現代感覚溢れる同人の作品は日本伝統工芸展等で受賞を重ね、高い評価を得ており、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和29年、石川県輪島市に生まれた。同48年から、沈金師・福光文次郎に師事して伝統的な沈金技法を学ぶとともに、石川県立輪島漆芸技術研修所沈金科で、前得二（雅号 前大峰、重要無形文化財「沈金」（各個認定）保持者）や松田権六（重要無形文化財「蒔絵」（各個認定）保持者）等から沈金をはじめとする漆芸技法について指導を受けた。その後、技法表現に独自の創意工夫を加えて研究を重ね、その技を高度に体得した。

同人は、こうした沈金技法の体得に加え、沈金の一種で彫溝を黒く仕上げる沈黒や、輪島で沈金の応用として発展した「沈金象嵌」と呼ばれる技法を積極的に用いる作風を確立し、沈金の表現の可能性を広げた。同人の技法には独自の工夫が重ねられており、彫溝に漆を摺り込む沈黒は繊細な質感表現を、彫溝に色漆等を埋めて研ぐ「沈金象嵌」は複雑な色彩表現を可能としている。これらの技法を効果的に織り交ぜ、北陸の自然や風景を大胆に抽象化して表す作品は、現代感覚溢れるものとして高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成17年、第52回日本伝統工芸展で高松宮記念賞（優秀賞）、同22年の第57回日本伝統工芸展で朝日新聞社賞（優秀賞）、同28年の第63回日本伝統工芸展でNHK会長賞（優秀賞）を受賞した。さらに、同24年には紫綬褒章を受章した。また同人は、石川県立輪島漆芸技術研修所等で講師として指導に当たり、日本伝統工芸展の鑑査委員を務める等、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、沈金の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

- 昭和48年 福光文次郎に師事（同51年まで）
- 同 51年 石川県立輪島漆芸技術研修所沈金科卒業
- 同 年 第23回日本伝統工芸展初入選
- 同 55年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
- 同 62年 石川県立輪島漆芸技術研修所助講師（平成3年まで、以後同13年まで同研修所講師、以後同19年まで同研修所助講師、以後同20年まで同研修所講師）

- 平成16年 輪島塗技術保存会（重要無形文化財「輪島塗」保持団体）会員（現在に至る）
- 同 17年 第52回日本伝統工芸展高松宮記念賞（優秀賞）
作品「沈黒緑陰箱「能登有情」」
ちんこくりよくいんはこ のとうじょう
- 同 22年 第57回日本伝統工芸展朝日新聞社賞（優秀賞）
作品「漆象嵌盤「涼蔭」」
うるしぞうがんばん りょういん
- 同 24年 第59回日本伝統工芸展鑑査委員（以後2回）
- 同 年 紫綬褒章
- 同 28年 第63回日本伝統工芸展NHK会長賞（優秀賞）
作品「沈黒象嵌合子「能登残照」」
ちんこくぞうがんごうす のとざんしょう



やまぎしかず お
(山岸一男氏)



やまぎしかず お
(制作中の山岸一男氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

まえ とくじ 得二 (雅号 まえ たいほう 大峰)

(昭和30年5月12日指定・認定～同52年6月8日指定・認定解除)

(現保持者)

まえ ふみお 史雄

(平成11年6月21日指定・認定)

〔（３）重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）〕

1 雅楽（宮内庁式部職楽部部員）

「雅楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として宮内庁式部職楽部部員が総合的に認定され、現在24名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（１）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、雅楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「雅楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「雅楽」の保持者の団体の構成員（宮内庁式部職楽部部員）として追加認定するものである。

（２）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	24名	昭和30年	5月12日
第 2 次認定	19名	昭和62年	4月20日
第 3 次認定	2名	平成 5年	4月15日
第 4 次認定	4名	平成 8年	5月10日
第 5 次認定	1名	平成11年	6月21日
第 6 次認定	2名	平成13年	7月12日
第 7 次認定	1名	平成16年	9月 2日
第 8 次認定	2名	平成17年	8月30日
第 9 次認定	1名	平成19年	9月 6日
第10次認定	1名	平成20年	9月11日
第11次認定	2名	平成21年	9月 2日
第12次認定	2名	平成22年	9月 6日
第13次認定	1名	平成25年	9月26日
第14次認定	1名	平成26年	10月23日
現保持者数	24名		

②今回追加認定後の保持者数

25名（延べ64名）

2 歌舞伎（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）

「歌舞伎」は、昭和40年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員が総合的に認定され、現在181名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、26名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（１）保持者の団体の構成員の追加認定について

今回認定しようとする26名は、歌舞伎の技法を高度に体現し、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者の団体の構成員（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）として追加認定するものである。

（２）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	90名	昭和40年	4月20日
第 2 次認定	57名	昭和47年	5月28日
第 3 次認定	19名	昭和49年	4月26日
第 4 次認定	53名	昭和51年	4月25日
第 5 次認定	31名	昭和54年	4月23日
第 6 次認定	9名	昭和56年	3月27日
第 7 次認定	7名	昭和58年	5月10日
第 8 次認定	12名	平成 2年	4月18日
第 9 次認定	16名	平成 9年	6月 6日
第10次認定	24名	平成13年	7月12日
第11次認定	31名	平成17年	8月30日
第12次認定	36名	平成21年	9月 2日
第13次認定	26名	平成24年	10月 4日
第14次認定	9名	平成27年	10月 1日
現保持者数	181名		

②今回追加認定後の保持者数

207名（延べ446名）

3 ぎだゆうぶし ぎだゆうぶしほぞんかいかいいん 義太夫節（義太夫節保存会会員）

「ぎだゆうぶし 義太夫節」は、昭和55年4月21日に重要無形文化財に指定され、その保持者として義太夫節保存会会員が総合的に認定され、現在22名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、4名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする4名は、義太夫節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「義太夫節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「義太夫節」の保持者の団体の構成員（義太夫節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	30名	昭和55年4月21日
第 2 次認定	11名	昭和61年4月28日
第 3 次認定	8名	平成12年6月 6日
第 4 次認定	10名	平成21年9月 2日
第 5 次認定	4名	平成27年10月1日
現保持者数	22名	

②今回追加認定後の保持者数

26名（延べ67名）

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体现・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（各個認定）

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区 分	芸能の部		工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定 ・ 認 定 前	38	54	38	57 ※(56)	76	111 ※(110)
今回の指定・認定	0	1	1	2	1	3
指 定 ・ 認 定 後	38	55	39	59 ※(58)	77	114 ※(113)

※工芸技術の部に重複認定が1人いるため、（ ）内の数は実人員を示す

（２）「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

保持者（総合認定）及び保持団体

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区 分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定 ・ 認 定 前	14	14	16	16
今回の指定・認定	0	0	0	0
指 定 ・ 認 定 後	14	14	16	16

（２）上記団体には伝承者養成のために必要な経費を補助している。